便利な 弁護士マップ付!

あなたの身近な専門家

さが急はら 分議士

ガイドブック



さがるむら 弁護士ガイドブック

CONTENTS

神奈川県弁護士会相模原支部紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ①
弁護士会のサービス一覧・・・・・・・・・・・ ②
弁護士アラカルト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ④
弁護士に頼むと何ができる?
弁護士がおススめする飲食店
法曹界 熟知度クイズ!!
地元出身弁護士座談会〜法曹を目指す地域の子どもたちへ!・・⑦
合議制と労働審判実現運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
弁護十マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(14)

神 奈 川 県 弁 護 士 会 相 模 原 支 部 創立30周年記念誌・弁護士ガイドブック

2024年9月14日

発行 神奈川県弁護士会相模原支部 相模原市中央区富十見6-11-17

TEL 042-751-0958

編集 30周年記念誌作成部会

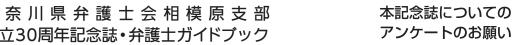
副実行委員長 橋本 愼一

部 会 長 岩城 栄二

部会員 井上 雅彦 遠藤 秀幸 村上 昌弘 白澤 章子

> 村上 一郎 川合きり恵 山本 寛 安永 佳代 眞木 康州 加藤 哲 片倉 亮介 尾崎 前場 俊文 矢尾 覚史 池田 達彦 國方 実

江﨑 智彦 仲戸川優樹 松浦 薫 (順不同)







読み取り回答下さい。

編集コメント 部会員の皆様に恵まれました (岩城栄二)▼楽しんで作りました。手に取った方にも楽しく読んで 頂けたら嬉しいです (加藤哲)▼部会員全員で協力し、楽しく製作できました。製作にあたり、ご協力いただいた皆様、 ありがとうございました (江崎智彦)▼弁護士会の活動を見つめ直すいい機会になりました。本誌が市民の皆様と弁 護士会の距離を縮める一助になれば幸いです (矢尾覚史)▼30周年の記念誌を編集していて改めて相模原支部にいら れてよかったと感じました。みんな親切でアットホームだけど活動的!素晴らしい!!(眞木康州)▼前回に続いての 記念誌担当でしたが、編集作業を通じて改めて相模原支部の姿を振り返ることができました (前場俊文)▼記念誌の 作成に携わり、改めて相模原支部のアットホームな良さを感じました (川合きり恵)

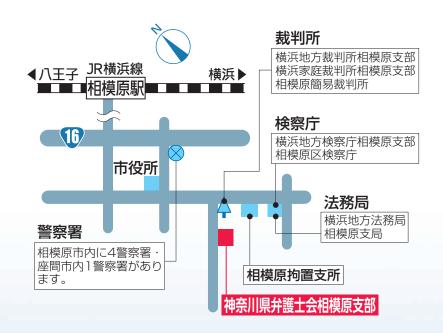
神奈川県弁護士会相 模原原

相模原市 人口 723,435人 (令和6年4月1日現在) **座間市** 人口 131,826人 (令和6年5月1日現在)

神奈川県弁護士会相模原支部は、相模原市・座間市を管轄としています。

相模原市は、平成22年4月に政令指定都市となりました。

当初17名でスタートした支部会員も、現在では90名を超えるまでになりました。 しかしながら、合議制も労働審判もないなどの課題があります。



神奈川県弁護士会相模原支部

- 1 横浜地方裁判所相模原支部から徒歩1分のところに3階建支部会館があり、 1階が事務局と法律相談室1室、2階が会員控室、3階が会議室となっています。職員は6名が交代で勤務しています。
- 2 総会、委員会活動、執行体制等 年1回の支部総会、月1回の役員会で運営しています。 支部役員は、支部長、副支部長、会計幹事、監査役、幹事7名の合計11名で 構成されています。
- 3 各種研修会・他業種との交流 裁判所・検察庁との情報交換、管財事件・後見事件等の支部内研修、神奈川 県弁護士会の他3支部との研修の他、司法書士会、行政書士会、税理士会、建
- 築士事務所協会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会など他士業との研修・交流も定期的に行っております。
- 4 法律相談 支部会館内の法律相談センター、相模原市役所相談、座間市役所相談等を支部会員中心に行っています。相模原士業連絡協議会の合同相談会、税理士会との共催の相続セミナー合同相談会も実施しています。



弁護士会の役立つ

法律相談センター 各種法律相談の総合的な窓口です!

法律相談センターとは?

弁護士は、人間の尊厳を守る「駆け込み寺」。 誰か助けてほしい……誰かに相談したい……。

気がついたらトラブルに巻き込まれることがあるか もしれません。そんなとき、神奈川県弁護士会の法律 相談センターを思い出して下さい。

みなさまの社会生活の中で起きる法的トラブルの解 決を手助けしています。

また、大事な契約や、保証人になる前など、事前の 相談も受け付けています。

0

相模原での相談場所は?

- □ 住 所·······相模原市中央区富士見6-11-17 (神奈川県弁護士会相模原支部会館1階)
- □ 電話番号······TEL 042-776-5200
- □ 予約受付時間…月曜~金曜 9:30~17:00
- (火・木は20:00まで)
- □ 相談日時……月曜~金曜(火曜・木曜は夜間相談有り)
- □ 相 談 料……45分以内 5,000円(但し、自治パス利用の場合は3,000円、多重債務は30分無料)

30万無料

0

相談時間割 (令和6年4月1日現在)

	月	火	水	木	金	±	В
午前 10:00~ 13:00	総合 相談		総合 相談		総合 相談		
午後 13:30~ 16:30	総合 相談	総合 相談	家庭 の 相談	総合 相談	債務 整理		
夜間 17:00~ 20:00		総合 相談		総合 相談			

▶相談の流れはこちら

- 1 まずは、法律相談センターにお電話下さい。
- 2 予約受付職員が、お名前、連絡先、簡単に 相談分類を伺い、相談日時を決めます。
- 3 相談日に、相談センターへお越し下さい。

当日は、相談開始時刻の10分前までにお越し下さい。相談前の事務受付を先にさせて頂きます。また、相談に関する資料がありましたら、当日ご持参下さい。いずれの相談も、聞きたいことや相談内容をあらかじめ簡単にまとめてきていただくと時間を有効に使うことができます。

4 弁護士と相談

→相談のみで終了

→継続相談

引き続き弁護士と相談したいとき、弁護士 の事務所での相談を行うことができます。相 談料については、弁護士にご確認下さい。

▶依頼

弁護士による対応が必要な場合、相談担当 弁護士にご依頼が出来ます。今後の処理方法 や、弁護士費用などの説明があります。ご依 頼の場合は、当センター所定の契約書にて契 約をいたします。これは弁護士会が契約内容 をチェックして承認を行うためです。

5 インターネットでの受付

インターネットでも法律相談の予約ができます。 (kanaben.or.jp/reserve/index.html)





各種専門相談について

神奈川県弁護士会では、右記のとおり 各種の専門相談を実施しています。

相談場所は、神奈川県弁護士会館等になります。

詳しくは、神奈川県弁護士 会のホームページをご覧下さい。



(https://www.kanaben.or.jp/)

□ 債務整理相談

住宅ローン、自己破産、任意 整理、個人再生等についてご 相談ください。

□ 家庭の法律相談

離婚、相続、成年後見などの 家庭における法律問題を対象 にした相談です。

□ 働く人の法律相談

□ 消費者被害相談

- □ 子どもの人権相談
- □ 外国人法律相談
- □ 賃金相談
- □ 近隣問題無料法律相談
- □ 賃貸住宅相談
- □ 事業者の経営に関する 法律相談

その他、遺言・相続お悩みダイヤル、子どもお悩みダイヤル といった各種電話相談や派遣相談も行っています。

サービスのご紹介

交通事故相談 ^{交通事故の}

当番弁護士 逮捕された人に弁護士が

交通事故無料相談

賠償責任の認定・損害賠償額の算定・請求方法・過失の割合・示談の仕方や時効の手続など、交通事故における民事関係の問題を弁護士がアドバイスします。

日弁連交通事故相談センターの示談斡旋

損害賠償の交渉で相手方との話し合いがつかない ときに、当交通事故相談センターの弁護士が間に入 り、公平・中立な立場で示談が成立するようにお手 伝いをします。調停の民間版のような制度で、無料 にて早期解決が期待できます。

お申込みに際しては、まずは神奈川県弁護士会所属の弁護士による法律相談が必要です。弁護士に示談斡旋に適する事案かどうか、示談をするのに機が熟しているか、判断を受けていただかないとお申込みができませんのでご注意下さい。

詳しくは、神奈川県弁護士会のホーム **国 が** ページをご覧下さい。

(https://www.kanaben.or.jp)



相談場所など

●相模原相談所(相模原市役所内)

□ 予約受付時間…

前の週の水曜日から先着順(休日の場合は前日) ※翌月以降のご予約はお取扱できませんのでご了 承下さい。

- □ 1回の時間…30分以内
- □ 相談料金……無料
- □ 相談日時……毎週月曜日(要予約)13:30~16:00
- □ 相談場所……
 - ●相模原市中央区役所市民相談室 (市役所本館1階)

TEL 042-769-8230

●緑区役所市民相談室TEL 042-775-1773

※緑区役所は第1金曜日のみ

●南区役所市民相談室TEL 042-749-2171※南区役所は第3月曜日のみ

②座間相談所(座間市役所内)

- □ 予約受付時間…月初から先着順
- □ 1回の時間……30分以内
- □ 相談料金……無料
- □ 相談日時……毎月第3火曜日(要予約)

13:30~16:00

□ 相談場所……座間市役所市民広聴課相談室(市役所1階) TEL 046-252-8218

■当番弁護士とは?

もし家族や知人、あるいはあなた自身が逮捕されて しまったら?

これからどうなるのか不安だけれど、知っている弁護士もいない……そんな方が多いのではないでしょうか。

神奈川県弁護士会では、要請があれば逮捕された人 (少年を含みます) に弁護士が速やかに接見し、今後 の手続や被疑者・被告人に保障されている権利につい て説明するとともに、必要な助言をする当番弁護士制 度を設けています。

申込み方法は?

■本人からの場合

警察官、検察官又は裁判官に「当番弁護士を呼んで 欲しい」と言って下さい。そうすれば、これらの機関が 弁護士会に連絡し、当番弁護士が派遣されることになっています。

■家族や知人の方からの場合

神奈川県弁護士会(045-212-0010) に電話して、お話し下さい。

平日の午前9時から午後5時までであれば、職員が 直接対応します。また、上記以外の時間帯でも、留守 番電話で24時間受け付けています。

費用は?

無料です。ただし、本人からの申込みか、家族・知人からの申込みかにかかわらず、同一の事件については原則として1回のみの派遣となります。

当番弁護士に引き続き弁護を依頼したいという場合は、有料となります(弁護士に対して費用を支払うことが必要になります)。なお、経済的に困窮している人については、費用を援助する制度もありますので、当番弁護士か神奈川県弁護士会にお問い合わせ下さい。



弁護士に頼むと何ができる?

~相談者・依頼者の希望に応えるために~

法律は難しくて わからない! 相談者、依頼者の求めていること、困っていることが、法的な 権利や義務の問題なのか、解決するためにはどのような法的手段 が選べるのか、それぞれのメリット、デメリットは何なのか、最

も適切な手段は何であるか、整理してお伝えするのが弁護士の役割です。

法律のことは難しくてわからないという方に代わって、問題への法的な対処方法を検討、提案します。



紛争の相手方と 直接やりとり © したくない! レ 紛争の相手方と、対面でも、電話でも、LINEでも、直接やりとりするのは、お互い感情的になってしまうこともあり、精神的な負担が大きいかと思います。

そんなとき、弁護士が代理人として就いていれば、相手方との やりとりや代理人が引き受けることになりますし、場合によって

> は、ご自身や関係者の方の住所や電話番号等の個人 情報を知られずにやりとりすることもできます。ま た、代理人として弁護士が介入することで、法的観 点から冷静に交渉や協議を行うことができます。

> ストレスの多い、大変なやりとりを担うのも、弁 護士の重要な役割のひとつです。

自分で手続きを するのは大変だ。 し、時間もない! 裁判や差押えなど、法的な手続き をご自身で行うのは、労力も時間も かかります。

その手続きを弁護士に依頼することによって、書面の作成や裁判所への出廷など、特に労力や時間がかか



る部分を任せ、ご自身の負担を軽減することができます。









創作料理のお店です。相模原の裁判所から徒歩5分、産業会館の裏手。店内はゆったり落ち着いた雰囲気。器にもこだわっていて、見た目も鮮やか!料理のおススメは牛ハラミステーキ!その他、鶏皮餃子、寿司ケーキなど、オリジナリティあふれる創作料理も!毎月10日、20日、30日は、「トウカの日」で、限定ランチやっています!(ランチ実施日は営業日の関係で多少前後するようです)

口住所 相模原市中央区中央3-11-22-2F

口電話 042-707-1002

口営業時間 18:00-25:00 (日曜定休)

Evergreen Café

JR横浜線橋本駅 北口から徒歩2 分。橋本で長く純 喫茶として営業し ていたお店が橋本 駅ビル内に移り、 地元相模原野菜を 使った料理を中心



に提供している。天気が良い日はオープンテラス席も用意され、開放的な気持ちの中で食事やお茶が楽しめる。エバーグリーンプレート (写真) 975円 (税込)。地元の津久井在来大豆味噌クリームソースがかけられた鶏肉が絶品!

口住所 相模原市緑区橋本3-28-1-1F

口電話 042-700-7558

口営業時間 11:00-21:00

(月曜定休、月曜祝日の場合は火曜)

地元の弁護士が おススめする 飲食店

飲食店めぐりが好きな弁護士が、相模原市・座間市に多数ある飲食店の中から特におすすめのお店を紹介します!





小田急線相模大野駅北口から徒歩7分。料理長は、ミシュラン一つ星も獲得したウェスティンホテル東京の中華レストラン「龍天門」をはじめ、都内の有名レストランなどで経験を積んでいる。料理長の出身である千葉県の郷土料理を多くの人に堪能してもらうべく、各種バラエティに富んだランチを取り揃える。特に多数の品で構成される日替りランチは、なんと1,000円(税込)で、写真のとおり栄養バランスにも配慮されているため、大満足なランチを楽しめる。

口住所 相模原市南区相模大野6-14-8 MKプラザ1-3

口電話 042-705-3327

口営業時間 11:30-23:30 (日曜定休)



小田急線相武台駅北口から徒歩1分。カウンター席に座れば、目の前で焼かれる焼き鳥を眺めながら、美味しい食事と飲み物を楽しめます。素材、焼き方、塩にこだわりが感じられる焼き鳥はどれも美味しい!特に「とろレバー」が絶品。チキン南蛮もボリューム満点で大満足です。人気店なので、予約をお勧めします。

口住所 座間市相武台1-35-4509-2F

口電話 046-251-6015

口営業時間 11:30-24:00 (無休)

法曹界熟知度

問題① 法曹界で J・P・Bって、何の職業の呼称か分かるかな?

問題② 法曹界における「郵券」とはなんぞや?「遺言」はどう読むでしょうか?

問題③「司法修習」、「二回試験」という天国と地獄を君は知っているか。

問題4 親の借金を子供は返さないといけないの?

問題(5) 裁判を傍聴したいけど予約が必要なの?

問題⑥ 裁判官は木槌を使うの? 男性裁判官は法服の下にネクタイをしているの?

全問正解! 弁護士レベル おめでとうございます! 法曹界へようこそ!!

4~5問正解 修習生レベル

すごい! 弁護士レベル まであと一歩!

$\star\star\star$

2~3問正解 法学部レベル

法曹界に興味があるはず! 一度裁判を見に行こう!

0~1問正解 一般レベル

大丈夫。わからないことは 弁護士に聞きましょう!

- ①答え: Jは裁判官(英語の Judge の頭文字から)、P は検察官(英語の Prosecutor の頭文字から)、Bは弁 護士(諸説ありますが日本語の Bengoshi の頭文字から と言われています)の呼称です。
- ②答え:郵券とは切手のことで「ゆうけん」と読みます。 遺言は一般的には「ゆいごん」と読むことが多いですが、 法律の世界では「いごん」と読みます。
- (3)答え:司法修習とは、弁護士・裁判官・検察官になる 為の試験(司法試験)に合格後に受ける約1年間の実習 のことで、それまでの試験勉強から解放される素敵な期 間です。しかし、司法修習の最後には、通称「二回試験」 という過酷な試験があります。これを通らないと法曹資 格を得られず、落ちると翌年の二回試験を再受験しなく てはいけないため、とても緊張する試験です。

4 答え: 基本 的には親子で も夫婦でも他 の家族の借金 (債務) を負 担する義務は ありません。 ただし、家族 の借金の保証 人になった場

- 合や相続をした場合は借金(債務)を負担する義務が生 じます。相続の場合、相続の事実を知ってから3カ月以 内に相続放棄をすることで他の家族の借金(債務)を負 担する義務を生じさせないことができます。
- (5)答え: 原則として裁判の傍聴は自由です。予約不要で 誰でもいつでも途中からでも入退室できます(自由に傍 聴できない裁判や手続きもあります)。ただし、立ち見 はできず、私語禁止、録音録画禁止、飲食禁止、プラカー ド禁止などの規則もあります。

⑥答え:ドラマやアニメ で裁判官が木槌を使う シーンがありますが、 実は日本の裁判官は 木槌を使いません。 また、裁判官は法 服を着ますが、そ の下にワイシャツ にネクタイをして いる裁判官も多い です。最近は裁判 官も夏はクールビ ズでノーネクタイ

うです。









この座談会は、相模原、座間地域にゆかりのある弁護士が集まり、子どもの頃の夢、弁護士になろうとしたきっかけ、そのための勉強方法、弁護士業務の魅力などについて語り、同地域の中学生及び高校生が将来法律家を目指す契機になってほしいという願いを込めて企画しました。

■自己紹介

司会 今日は、相模原、座間地域にゆかりのある弁護士に集まっていただいております。その点も踏まえて自己紹介をお願いします。

A弁護士 北里大学病院で生まれて、大野南中学校、



麻溝台高校の出身です。弁護 士11年目で、中小企業法務 と一般民事を中心に扱ってい ます。

B弁護士 生まれも育ちも相模原で、幼稚園、小中高校まではずっと相模原でした。弁護士4年目で、主として刑事

事件、交通事故、破産事件などを扱っています。

- C弁護士 生まれた病院が、多分北里大学病院だと思いますが、育ちは町田で父が相模原で仕事をしています。弁護士4年目で、民事、家事、刑事事件を扱っています。
- D弁護士 私も北里大学病院で生まれ、星が丘小学校、 上溝中学校、東海大相模高校の出身です。弁護士7 年目で一般民事と刑事事件を扱っています。
- **E 弁護士** 子どもが相模原の病院で生まれ、自宅も相模原にあります。私が所属している弁護士事務所ではトランスジェンダー問題やインターネットでのいじめ問題も扱っていますが、私は主として、一般民事と労働災害関係の事件を扱っています。
- F弁護士 小学校のときに相模原に転居してきまして、陽光台小学校、上溝中学校、県立相模原高校の出身です。相模原地域で弁護士になりたいと思い、相模原所在の法律事務所で5年ほど勤務弁護士をした後に独立し現在弁護士12年目になります。業務としては一般民事が多いと思います。

- G弁護士 出身は大和市ですが、3歳のときから20年以上座間市に住んでいて、相模大野高校の出身です。弁護士10年目ですが、7年目で独立しました。中小企業顧問業務が半分くらい占めていますが、家事・一般民事事件も扱っています。
- H弁護士 相模原の出身で、幼稚園、小中高までずっと相模原でした。弁護士10年目で勤務弁護士をしておりますが、所属している法律事務所が民事・刑事・家事事件など幅広く扱っており、まさに地域に密着した弁護士業務を行なっています。

■子どもの頃のこと・夢

- **司会** 続いて子どもや学生の頃のことを聞きたいと思います。例えば、なりたかった仕事や憧れていた仕事、勉強はできる方だったかどうかなどを話してください。
- **D弁護士** 子どもの頃の夢について、小学生時代の文集には漠然と、安定した生活、長生きすることと書いていました。子どもの頃全然勉強はできませんでした。私が弁護士になった際、小学校のときからず

っとお世話になっていた医師に、お前みたいな者がよ くなれたなって言われたく らいです。

E 弁護士 私は母親が教師を やっていたので子供の頃は 学校の先生になりたいと思 っていました。でも、高校



生の頃に弁護士が出てくる朝ドラを見て、かっこいいなと思い、弁護士になりたいと思いました。勉強は…そうですね、私はかなり人見知りであまり友達がいなかったということもあり、割と勉強していた方だと思います。

- **G弁護士** ちょっと D 弁護士と重なりますが、子どもの頃は安定というか、手に職をつけたいと思っていて、将来組織に属さなくても自分の手で稼いでいける仕事をしたいなと思っていました。私は理系が全然できなかったので、文系で手に職をつけるという意味で弁護士を選んだという感じです。
- C弁護士 私は子どもの頃、麻薬取締官がかっこいいなと思って、警察官になりたいなと思っていました。ただ、父に危ないからやめてくれと言われたこともあり、かっこいいからという理由で弁護士になりたいなと思うようになりました。中高一貫校を受験して、大学までエスカレーター式に進学しましたが、勉強は全くせず、いつも赤点ギリギリで、下から数えた方が早いような成績でした。
- 司会 部活は何かやっていましたか?
- **C弁護士** 中学、高校とバスケ部に入って、キャプテンをやっていました。
- B弁護士 私は理系の科目が好きだったこともあり、 小学生の時はエンジニアとか工業系の技術者、研究 開発者とかがかっこいいなと思っていました。高校 生ぐらいになって、文系科目の成績が伸びてきて、 法学部に入った流れで弁護士を目指しました。部活 は中学の時に社会科研究部に入っていました。
- **A弁護士** 私は幼稚園のときに検察官になりたいと思っていました。
- 司会 えっ?幼稚園?
- A弁護士 当時の友人が弁護士になりたいと言っていて、弁護士っていったい何だろうと思い家に帰って親に聞いたら「悪い人を守る人だ」と言うので、じゃあ「悪い人を倒すのは誰だ」と聞いたら「検察官だ」と言われ、これをきっかけに漠然と検察官になりたいと思っていました。
- H弁護士 高校までずっとサッカーをやっていたので 幼い頃はサッカー選手に憧れていました。あとは数 字が好きだったので、漠然と数学者とかそういった ものに対する興味もありました。ただ、そんなに勉強ができた方ではなく、学区のトップ校に行ったわけでもありません。大学では登山サークルに入り、夏には1週間くらい山に籠ったりしていました。
- F弁護士 私は小さい頃から何かをやりたいみたいなことがあんまりない子どもで、何かの職業に就きたいっていうのもないまま幼少期を過ごしていました。勉強は中の上から上の下といったところだったと思います。中学のときの部活はバトミントン部で、高校のときは硬式テニス部でした。

■法曹や弁護士を目指したきっかけ

- **司会** 法曹や弁護士を目指したきっかけを教えてください。
- D弁護士 高校が大学付属校で、受験せずに大学に進学して楽しく過ごしてきたんですが、このまま何も成し遂げずに自分の人生終わる



のではないかと不安になり、大学2年生のとき司法 試験を受けようと思いました。

- F弁護士 これをやりたいっていうのはなかったのですが中央大学に進学したら司法試験を目指している人がたくさんいて、もしかして自分にもできるのかと思いやってみようと思いました。
- A弁護士 元々検察官になりたかったのですが、司法 修習のときに、目の前の方に感謝してもらえた方が 自分としてはやりがいを感じられるかもしれない と考え、弁護士になりました。
- **H弁護士** 私自身は法学部ではなかったのですが、身近にロースクールの関係者がいたので法律の世界が身近ではありました。学生時代に弁護士会の支部
 - サミットというイベントが 相模原であり、それを見に 行って法曹に興味が湧きま した。大学は社会科学部で したが、法学部でなくても 法曹を目指せるということ だったのでロースクールに 進学することにしました。



- **G弁護士** 手に職をつけたいという漠然とした思いがある中で大学受験のときに初めて将来のことを考えました。そして親に相談したところ、士業のことをまとめた本を買ってきてくれまして、一番難関と言われる司法試験に魅力を感じて目指してみようと思いました。
- B弁護士 私は一応法学部だったので入学前は司法試験受験も考えていました。しかし実際入学してみると、司法試験は大変そうだったので、法曹を目指すことは入学早々にやめて一般企業(メーカー)に就職しました。ところが勤め始めてから、弁護士の仕事もいいなという気持ちが芽生えまして、会社を辞めて司法試験の勉強を始めました。
- **司会** メーカーだと安定している感じもしますけど、

それを捨ててまで弁護士業って魅力的に見えるの でしょうか。

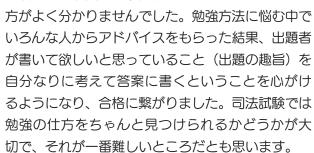
- **B弁護士** 確かに安定はしていましたがこのままいく のもどうなのかなと、ちょっと違う道もいいのかな と思いまして。
- **E弁護士** 高校生の頃から何となく弁護士になりたいとは思っていたんですが、大学2年生のときに友達が弁護士なりたいと言い出してそれで自分も勉強を始めました。ただあまり自信はなくて裁判所事務官になることも考えていました。そんな中、大学を卒業する年にちょうどロースクールが開校したので、ロースクールに入って弁護士を目指すことにしました。

■司法試験勉強のこと

- **司会** それでは、司法試験の勉強をいつから始めたか、 1日どれぐらい勉強していたか、司法試験の難しさ などをお話しいただきたいと思います。
- ▶弁護士 ロースクールに入ってから勉強を始めました。勉強時間は毎日9時間ぐらい。勉強の難しさについては、自分のやり方を見つけるのが一番難しいと感じました。
- F 弁護士 司法試験の勉強は大学生のとき司法試験予 備校に行って始めました。どれだけ集中していたか は分かりませんが、図書館に行って 10 時間勉強す るとかはざらにありました。
- **E弁護士** 絶対受からなきゃと思っていたので丸一日 勉強している感じでした。頭でっかちで考え方が偏ってしまうところがあったので、他の人と問題を解いて他の人の考え方を学ぶというのは、私にとってとても良かったと思います。
- **B弁護士** 状況的には勉強する時間はいくらでもあったんですがなかなか長時間はできませんでした。法律の勉強はあまり日常生活で出会わないシチュエーションが問題になるので、最初はあまりイメージが湧きませんでした。色々なことを記憶しないといけないという点も難しかったと思います。
- **G弁護士** 私は寝る時間が足りないと集中力がなくなってしまうタイプなので、とにかく就寝時間を確保した上で残りの時間で勉強していました。自宅では予備校の DVD を見て勉強していました。
- H弁護士 ロースクール3年間で1095日あるので、1000日学校に行き1万時間勉強しようと決めました。また、3年日誌に日々学んだことを書くようにもしていました。最後は勉強1万時間を達成し

たことで自信を持って試験に臨みました。

- A弁護士 大学3年生の頃から本格的に勉強を始め1日4時間くらい勉強していました。とにかく物量をこなさないとどうにもならないと思い、食事と睡眠と散歩以外は勉強していました。司法試験の難しさは、記憶力、思考力、事務処理能力をまんべんなく、しかも高い水準で求められることにあるという気がしています。
- C弁護士 私は司法試験を5 回受けましたが、合格した 年には毎日8時間くらい勉強していました。でもその前は1日1~2時間しか勉強していませんでした。その頃は暗記以外の勉強の仕



- 司会 今、受験回数の話も出てきたので、もしよければどのくらい受験したかも含めて合格までの道のりをお話しいただけますか。
- F弁護士 私は旧司法試験を2回受けて、新司法試験の3回目で受かりました。最後に受験したときは裁判所事務官として働いていて、仕事の合間に勉強していました。裁判所で働く中で訴訟等の実務に触れていたため、働く前には単に暗記していたような知識が実務を通して腑に落ちるというか、身になっていたというのはあると思います。
- B弁護士 仕事を辞めてから旧司法試験を10回くらい受けました。その後ロースクールに入り新司法試験を3回受けましたが受かりませんでした。その後、予備試験に合格して再び司法試験を受けられるようになりましたが、その頃親戚の自営業を手伝うことになり思うように勉強することができませんでした。それでも試験を受け続け、5回目の受験で合格しました。
- **司会** それでは皆さん、司法試験の勉強中、息抜きに 何をしていたかお話しいただけますか。
- **D弁護士** 漫画を読んでいました。特に歴史漫画から 勇気をもらいました。
- F弁護士 私は散歩ですかね。あと休みの日にはスポ

ーツバイクに乗って遠出したりして気分転換して

ました。



H弁護士 期末試験の後に美味しいラーメン屋に食べに行ったりするのが楽しみでした。あと息抜きとは少し違うかもしれませんが、OBの弁護士とか裁判官教員とかと話をするのは刺激に

なって、頑張ろうと思うきっかけになりました。

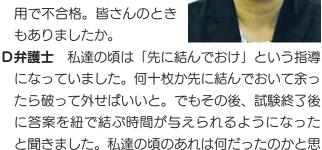
■司法修習について

- **司会** 司法試験に合格するといろんな地方に分かれて 研修をするという、司法修習を受けますが、修習地 で楽しかったことを皆さん一言ずつお願いします。
- F弁護士 修習地は横浜でした。皆一つの目的(司法 試験合格)を果たしてきたことで共通の達成感や開 放感を持っていて、そういう仲間に囲まれて研修を 受けたのはとてもいい思い出でした。
- **E 弁護士** 修習地は札幌でした。雪まつりの雪像を作ったり、修習生同士でスキーに行ったりして楽しかったです。
- D弁護士 横浜修習でした。一番楽しかったのは検察 修習です。実際に検察官の抱えている事件を自分達 で担当して処理します。同じ班の人が一つの教室に 押し込められて、学校に戻ったような感じで一番面 白かったですね。
- **C弁護士** 横浜修習でした。就職が不安で近場を選びましたが、結果的には就職先もすぐ見つかり、どうせなら沖縄や北海道などの地方に行きたかったなと、今になって思います。
- A弁護士 横浜修習でした。特に私が楽しかったのは 弁護修習ですね。暗い顔で来た相談者の方が明るい 顔で帰っていくというのを目の当たりにして、今ま で勉強していたことがようやく役に立つ実感が湧 き自分もやりたいと思いました。
- H弁護士 修習地は山口で、希望地ではありませんでした。当時は合格者も多くてなかなか希望どおりにならず、特に理由がないと20代独身男子はどこかに飛ばされるなどとも言われていました。また就職も難しい時代で、就職活動で行き来するのは大変でしたが、修習自体は下関で一人一匹ふぐをさばかせてもらうなどして、今までできなかった色んな経験ができて楽しかったです。

G弁護士 横浜修習でした。一番興味深かったのは裁

判修習です。裁判官という存在は今でもベールに包まれていますが、修習中は同じ部屋で同じ時間を過ごして、考えていることをフランクに話してくれたり、弁護士をどういう風に見ているかなども教えてもらえたりして、今思っても貴重な経験でした。

- 司会 司法試験に合格し、司法修習が終わった後の卒業試験を二回試験といいますが、その思い出があれば紹介してください。
- D弁護士 二回試験というのは司法試験とは違って、 必ず受かってくださいという試験なので、ミスでき ないというプレッシャーもすごいですし、怖い試験 でした。試験の形式も変わっていて、朝から夕方ま での長時間の試験で食事も自分で勝手に食べなが らやる。そんなのが何日もあり、辛かったですね。
- **H弁護士** 本当に精神的によくなかったですね。仲間内でみんなで受かろうというのもありましたが、それもプレッシャーで。
- 司会 二回試験の独特なルールとして「答案を紐で結ぶ」というのがありますね。試験時間内に答案を紐で結ぶ、結べていないと問答無用で不合格。皆さんのときもありましたか。



■弁護士の仕事について

います。

- **司会** 相模原や座間で働くことにした理由と、この地域で仕事をしてよかったと思うことについてお話しいただけますか。
- G弁護士 私は地元だったということもあるのですが、まだ人口に対して弁護士の人数が足りていないという点も考慮して選びました。相模原に来て3年ぐらいになりますが、相模原支部の弁護士の方々は温かく、色々気にかけてくれることも多いので働きやすい地域だと思います。
- **H弁護士** 私は弁護士を志したきっかけが相模原支部 で開催された支部サミットだったことと地元だか らということで、相模原で働くようになりました。 まさに地元なので、事案の内容を聞いていく上でも

土地の雰囲気とか分かり易いところもいいと思っています。地元で起きた事件を解決することは、少なからず自分の好きなこの地域が良くなることに繋がると思ってやっています。

- **A弁護士** 相模原で働くことにした理由は、生まれ育った町だからです。この地域でやっていると、地元なので人の縁を感じることも多いです。
- C弁護士 この地域で働くことにしたのは実家が近いからです。相模原に移ってきてまだ2ヶ月くらいしか経っていませんが、この地域で弁護士をしていてよかったと思うのは、土地柄なのか依頼者も弁護士も温かい方が多いことです。弁護士は地域の繋がりを大事にしている方が多いなという印象です。
- F弁護士 この地域で働くことにした理由は、地元ですので慣れ親しんだ場所であることと、色々とご縁があって暮らしてきた地元に恩返ししたいということが一番大きいです。地域の弁護士同士が事件で相手方の立場になることもあるわけですが、それぞれ顔が見えている間柄なので対立する立場にあっても信義にもとるようなことはしないという安心感がありますね。これは依頼者の皆さんにとってもいいことだと思います。
- **司会** 引き続き弁護士の仕事のやりがいについてお話 しいただけますか。
- **H弁護士** 仕事をして感謝されること、あとは事件が 解決したときに依頼者の方が安心した顔をされる のを見られるのがいいなと思いますね。
- F弁護士 弁護士の仕事って、自分で考えて進める部分が多いので、自分で考えた結果が依頼者のためになれば依頼者も喜んでくれるし、自分としても嬉しいです。弁護士自身にとっても非常に満足度の高い仕事なんじゃないかと思います。
- **D弁護士** 法律相談に来てくださるお客さんって、法律は難しいというのもあって最初はかなり緊張し



て固くなっておられる方が 多いです。それをかみ砕い て説明できて、納得して安 心していただけたときには 非常に嬉しい気持ちになり ますね。

司会 次は、仕事をする中で 困難やつらいと感じる点に

ついてお話しいただけますか。

D弁護士 困っているお客様に寄り添う仕事なので、 その困り事や苦しさを自分が背負う状況にもなり

- ます。そういう意味でつらいところはあるとは思います。また、法律も年々変わっていくので常に勉強を重ねていかねばならない点も大変だと思います。
- **B弁護士** 結果が必ずしも依頼者にとって都合のいい ものになるとは限らないっていうところが大変だ と感じますね。
- **司会** では、悩んだときや困ったときに相談する人がいるかという点についてお話しいただけますか。
- **D弁護士** 相模原支部の弁護士は、相手方になっていない限りは皆さん親切に相談に乗ってくれます。また、ロースクールの同窓生や受験時代の仲間にも相談しますし、本当に困ったときには司法修習時代の指導教官に相談したりもします。
- **E 弁護士** 私の事務所はたくさん弁護士がいるので、 事務所内の弁護士に意見を聞いたりするようにしています。自分 1 人だとどうしても偏った考えになってしまうこともありますので。
- **H弁護士** 修習時代の仲間に相談することが多いです。また、一般的な感覚っていうところで、守秘義務に反しない範囲で家族や事務所の事務員さんに相談することもありますね。

■休日の過ごし方

- **司会** 急に明るい話題になりますが、休日の過ごし方を教えてください。
- **H弁護士** 子どもと一緒に公園や動物園に行ったりして癒してもらっています。
- **D弁護士** 基本的に家にいることが多いです。顔が見 えない人たちとボイスチャットで話しながらオン ライン・ゲームをしたりします。
- F 弁護士 最近中型バイク免許を取りました。しかし 休日には子どもの相手をすることが多く、なかなか 乗れなくてバイクは雨ざらしになっています (笑)。
- A弁護士 船舶免許を持っていて、海釣りに行きます。 宮古島でカジキマグロ、日本海側でクエを釣り上げ たこともあります。そして釣った魚は自分で捌きます。
- 司会 アウトドア派なのですね。
- **A弁護士** そうですね。仕事柄ずっと頭を使って考えているので、あえて考えない時間を作っています。

■法曹を目指す方々へ

- **司会** 法曹を目指そうと考えている中学生や高校生の 人たちに一言アドバイスをお願いします。
- F弁護士 弁護士の仕事には大変な部分もあります

が、非常にやりがいのある仕事だと思います。ただ、 必ずしも小さい頃から目指さないといけないわけ でもありません。今後将来のことを考える際に、今 日の座談会が弁護士という仕事を思い出すきっか けになればいいなと思います。

E 弁護士 弁護士は困っている方々の話を聞く機会が 多い仕事です。こんな大変なことがあるんだと知 り、社会の矛盾に直面することもあります。法律の 限界を感じることもあります。それでも法律を使う



ことによって矛盾を正して、 状況が改善することがあります。その結果、依頼いただい た方が前を向いて人生を歩ん でいくことができるようにな ると、とてもやりがいを感じ ます。今後弁護士になって私 たちと一緒に仕事をやってい

ただけると嬉しいです。

D弁護士 少しでも法曹に興味があるのであれば、とりあえずそれを目指して頑張ってみてください。その中で法曹という仕事が自分に合っているのかどうかが分かると思います。そして法曹という仕事が自分に合っていて弁護士になったら、ぜひ相模原支部に来てください。

C弁護士 弁護士の仕事は、責任は重いですが自由で楽しい仕事だと思います。弁護士は必ずしも元々優秀でなくても、勉強を続けていればなれる職業だと思いますので、敬遠しないでぜひ目指してみてください。

B弁護士 弁護士の仕事は、全く知らない分野についても勉強し、常に新しい発見をしていくことのできる仕事だと思います。相模原支部はすごく居心地のいい支部なので、弁護士になられましたら、是非是非、相模原支部にお越しください。

A弁護士 あえて言うと、これ以上いい仕事はないんじゃないかと思いますので、ぜひチャレンジしてほしいと思います。弁護士の仕事は、依頼者から感謝される上にお金をいただけます。自分で判断したことがそっくりそのまま結果に結びついていくので、やりがいもあります。反面、仕事の大変さ困難さもありますが、それはどんな仕事でも同じだと思います。

H弁護士 私は弁護士になって良かったと思っています。弁護士の世界は敷居が高いと思われていますがそんなことはありません。また、弁護士の世界は先輩からいろいろなことを教えてもらってそれを後輩に返していくという文化のようなものがある世界です。もしこの世界に興味があれば、我々に声をかけてくれればみんな優しくしてくれると思うので、是非お声掛けください。

G弁護士 弁護士の仕事は本当に魅力的な仕事だと思っています。私は生まれ変わっても弁護士になりたいと思っているので、皆さんも目指していただけたら嬉しいなと思います。

司会皆さんありがとうございました。





横浜地裁相模原支部のスタートと 相模原地域司法改革懇談会の設立

横浜地裁相模原支部(相模原支部)は、平成6年、 小田原、横須賀、川崎に次ぐ4番目の支部として設置 されました。相模原市への誘致を求める署名・陳情活 動が地元で取り組まれました。当時、裁判所の統廃合 が進められている中で、相模原支部の新設はこの地域 にとって画期的なことでした。

身近な裁判所の開設が法的ニーズを掘り起こす中で、合議制裁判の取扱いができないことの問題性が明らかになりました。医療事故などの複雑で専門的知見を踏まえた判断が求められる民事事件、重大な刑事事件は、3人の裁判官で構成される合議体によって慎重に審理されるのですが、これが相模原支部で行えず、横浜地裁にいってくれと言われるのです。

このままでは地域の司法が十全の役割を果たせない、と平成14年11月、合議制の導入を目指し、市長をはじめ地域の各界の人々が相模原地域司法改革懇話会(懇話会)をつくりました。

合議制の実現へ向けて連綿と続けられてきた活動

懇話会による集会が定期的に開催され、平成19年、司法の「地域格差」~様々な裁判をもっと身近で~とのテーマで、首都圏の弁護士会支部が参加する支部サミットが相模原で開かれました。

自治体の取り組みとして、相模原市議会と座間市議会が、幾度も合議制裁判の導入を求める決議をあげ、 両市の市長が、横浜地裁に対し、毎年のように陳情を 重ねてきました。

神奈川県弁護士会(県弁)が平成24年11月、28年 3月に合議制裁判の導入を求める会長声明を出し、弁 護士会相模原支部(弁護士会支部)でも27年7月に 支部決議を行いました。

日本弁護士連合会(日弁連)、関東弁護士会連合会(関 弁連)もそれぞれ、平成25年、26年と、相模原支部 で合議制が実施されていないことをテーマとして、相 模原市内で、各界の代表者との意見交換会をもち、 28年、日弁連は最高裁判所(最高裁)との協議の場で、合議制裁判の導入の申入れを行いました。

運動の再構築

このように運動を続けてきていますが、裁判所は動きません。改めて令和5年1月、相模原市、座間市の両市長がそろって横浜地裁に出向いて要請し、その後両市長と弁護士会が共同で記者会見を行い、マスコミに申入れの内容を取り上げてもらいました。同年2月には、両市の担当者と弁護士会支部の弁護士が、最高裁に赴き陳情を行いました。

そして、同年7月4日、新しく、相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会(協議会)が設立されました。協議会には、相模原市と座間市の両市長、住民団体、士業団体、経済団体、労働者団体、奉仕団体など、約50の組織が参加しています。

令和6年1月、両市長、協議会参加の団体の代表、 県弁会長ら総勢23名が、横浜地裁に出向いて合議制 等の導入を求める要望書を提出し、記者会見を行いま した。横浜地裁所長が出席しないなど裁判所がこの問 題に真摯に向き合う姿勢を示さないことに、行動に参 加した人たちは怒りを表明しました。

これから

日弁連と最高裁との協議の再開を実現させること が、当面する最大の目標です。

協議会は設立趣意書で「相模原・座間地域の司法問題を話し合い、市民の声を集約して裁判所に届けることで、確実にかつ早期に、合議制裁判、労働審判の導入を実現し看過できない司法に関する不利益から地域住民を守るための母体」の1つとして、市民向け情報発信と地域住民からの署名活動に取り組むことを決めています。

弁護士会支部は、協議会と密に連携しながら、地域 住民にこの地域が司法インフラの差別、不利益を受け ている実態を伝え、署名などによりひろく民意を集約 して、最高裁を説得していくことに尽力していきます。

緑区

わたしのますの法律事務所

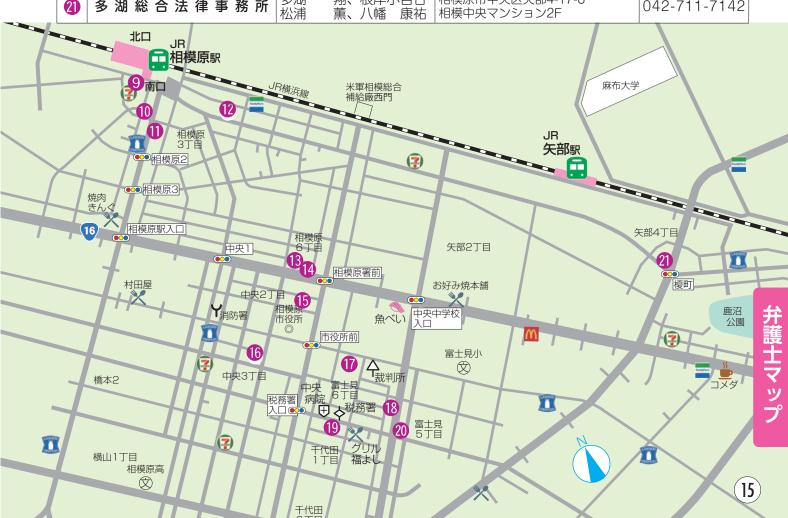
	事務所名	氏 名	事務所住所	電話番号
0	あじさい法律事務所	山本 寛	相模原市緑区橋本7-11-19 アビタシオンⅧ1階	042-703-0117
2	弁護士法人 髙瀬総合法律事務所	三枝 由佳	相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル2-E	042-770-8611
3	橋本さがみ総合法律事務所	井田翔太、小川葵	相模原市緑区橋本4-18-5 ノースシティスクエア1001	042-703-7120
4	けやき綜合法律事務所	佐々木敏尚	相模原市緑区橋本2-3-6 吉美ビル6階Bフロア	042-703-0365
6	橋本北法律事務所	石原 達也	相模原市緑区橋本3-19-21 ハピニスライフ3-D	042-703-5681
6	弁護士法人相模原法律事務所 橋本駅前弁護士事務所	片倉 亮介	相模原市緑区橋本3-19-17 プリムローズハウス702	042-703-6333
7	T H 法 律 事 務 所	堤 裕貴	相模原市緑区橋本3-27-6 S & Y ビル4階26号室	
8	法律事務所 board bridge	板橋 勇太	相模原市緑区橋本3-27-6 S&Yビル4階/5階	080-2151-9842

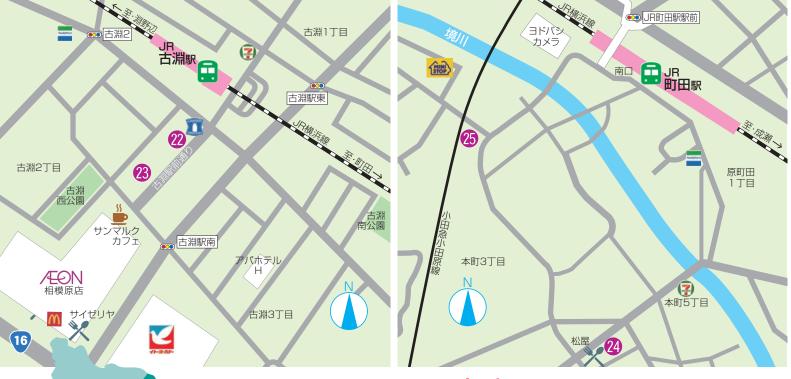




とわたしのますの法律事務所

	事務所名	氏	名	事務所住所	電話番号
9	橋本総合法律事務所	橋本 愼一		相模原市中央区相模原1-2-17 クリスタルサガミハラ7階	042-768-8351
	法律事務所 S	宇田川 隼、 瀬野 陽仁、 長南 悠、 脇澤 奏江		相模原市中央区相模原2-1-5 サトウビル5階	042-704-6577
•	弁護士法人まちだ・さがみ 総合法律事務所 相模原支所	川合きり恵、 柴田 賢、 中野 直樹		相模原市中央区相模原3-8-26 サンライズビル4階	042-730-5005
12	虎ノ門法律経済事務所 相模原支店	原田 裕也		相模原市中央区相模原4-3-17 相模原TOBビル6階	042-707-4210
B	弁護士法人 田中孝佳法律事務所	市之瀬龍和、田中穂奈美、	田中 孝佳 松本 秦吉	相模原市中央区相模原6-22-9 朝日相模原ビル202	042-703-8684
14	弁護士法人吉村法律事務所	吉村 浩太		相模原市中央区相模原6-22-9 朝日相模原ビル603	042-851-3387
15	大谷豊法律事務所	大谷 豊		相模原市中央区中央2-12-15 相模中央ビル302	042-750-0858
16	広尾総合法律事務所	桐生 貴央		相模原市中央区中央3-8-8	050-5577-4179
•	弁護士法人 相模原法律事務所 裁判所前主事務所	伊藤平信、	中山 峻介	相模原市中央区富士見6-6-1 大賀ビル2階	042-756-0971
18	遠藤秀幸法律事務所	遠藤 秀幸、	川島邦文	相模原市中央区富士見6-15-1 ラ・フォンターナ106号	042-750-2566
19	県 相 模 法 律 事 務 所	川島淳、	坪井 廣行	相模原市中央区千代田1-6-9 共立千代田ビル2階	042-776-5300
20	齋藤・水谷法律事務所	齋藤 守、	水谷里枝子	相模原市中央区富士見5-2-12 サンロードビル2階A号室	042-754-8672
21	多湖総合法律事務所		根岸小百合 八幡 康祐	相模原市中央区矢部4-17-8 相模中央マンション2F	042-711-7142





☆ わたしのますの法律事務所

	事務所名	氏	名	事務所住所	電話番号
22	石 橋 法 律 事 務 所	石橋 忠文		相模原市南区古淵2-16-1 セントラル喜和502	042-769-1414
23	古淵法律事務所	甲斐田沙織、	名取 孝浩	相模原市南区古淵2-16-9 リバーストーン古淵505号	042-707-8768
24	前場総合法律事務所	前場 俊文		相模原市南区上鶴間本町5-1-4 山﨑商事本社ビル2階C号室	042-705-1878
25	町田駅前法律事務所	尾崎 隆		相模原市南区上鶴間本町3-9-2-201	042-705-7666
26	德永・國方法律事務所	國方 実、	德永 勝	相模原市南区相模大野5-26-11 第二和田ビル2階	042-749-1328
7	弁護士法人 港国際法律事務所 相模原事務所	宮﨑 英征		相模原市南区相模大野5-29-11 安藤ビル3階B号室	042-701-8651
28	ひばり法律事務所	眞木 康州		相模原市南区相模大野6-7-9 サーティーフォー相模大野ビル5階5B	042-767-2311
29	相模大野総合法律事務所	芝口祥史、	仲戸川優樹	相模原市南区相模大野5-27-8 リュエル生沼301	042-705-6501
30	サガミ総合法律事務所	安部 朋子、 江﨑 智彦、 矢尾 覚史		相模原市南区相模大野3-16-7-4階	042-765-5281
31	桜 総 合 法 律 事 務 所	雫田 直輝		相模原市南区相模大野3-13-7 YSビル7階	042-702-8337
32	相模原南法律事務所	齋藤佐知子、 安永 佳代	徳久 京子	相模原市南区相模大野3-14-16 第1足立ビル3階	042-745-2051
33	井上雅彦法律事務所	井上 雅彦		相模原市南区相模大野3-14-9 IL CIERO B·E号室	042-701-1871
34	ゆう法律事務所	青木 亜也		相模原市南区相模大野3-3-1-301	042-705-1588
35	法律事務所ろはす	池田 達彦		相模原市南区相模大野2-22-13 スペースファイブ503号室	042-705-2265
36	夏目法律事務所	夏目 修司		相模原市南区相模大野3-10-1 ライオンズマンション相模大野901	042-767-2592
37	細貝総合法律事務所	細貝 惟大		相模原市南区相模大野3-25-6 野村ビル5階	042-705-4370
38	ときた法律事務所	鴇田 幸也		相模原市南区相模大野8-3-3 センチュリーK I ビル601	042-705-7043
39	谷口綜合法律事務所	谷口 隆良		相模原市南区相模大野7-8-10 大塚ビル4階	042-747-0006



☆ わたしのますの法律事務所

	事務所名		氏	名		事務所住所	電話番号
40	弁護士法人 相模原法律事務所 相模大野駅前弁護士事務所	伊藤	信吾			相模原市南区相模大野8-10-4 101セントラルビル201号	042-705-2877
41	相模大野法律事務所	小谷	馨、	白澤	章子	相模原市南区相模大野8-10-6 ユタカビル6F	042-767-7104
42	清水・菅野法律事務所	清水	恒明、	菅野	秀幸	相模原市南区上鶴間本町4-51-24 アーバーハイツ202号室	042-705-3462
4 3	大久保博通法律事務所	大久化	呆博通			相模原市南区南台5-11-19 ペアナードオダサガ301-1	042-741-8788

相模原市

_{座間前}わたしのますの法律事務所

事務所名									氏	名	事務所住所	電話番号
44	今	西	法	律	事	務	所	今西	隆彦		座間市相武台 1-38-3	046-244-3290

